

## 神戸市交通公告

一般競争入札により遺失物法（以下「法」という。）第 17 条に規定されている特例施設占有者として保管している遺失物のうち、法第 18 条において読み替える第 7 条に基づいて公告していたが、遺失者が判明しなかったものを、法第 20 条に基づいて売却するので、法施行令第 7 条及び神戸市交通局契約規程（昭和 51 年 8 月交規程第 15 号。以下「規程」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 8 月 22 日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 2024 年度満期遺留品売却 その 2
- (2) 履行場所 神戸市中央区北長狭通 1 丁目 神戸市交通局 忘れ物取扱所倉庫  
市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約 30m）
- (3) 履行期限 令和 6 年 9 月 30 日
- (4) 売却する遺失物

品目	数量	単位
長傘	1,820	本
折れ傘	540	本
雑品	46	袋
腕時計	35	本
長物	14	式

※ 数量は、若干の多寡もありえます。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和 6・7 年度神戸市物品等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 古物営業法第 5 条第 2 項における許可証を交付されていること。
- (3) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定がされている者を除く。）でないこと。
- (5) 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

3 事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市交通局営業推進課（電話番号 078-984-0124）  
神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号（郵便番号652-0855）  
御崎Uビル3階

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請方法及び審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付開始日 公告の日から

(2) 交付場所 神戸市ホームページに掲載（郵送による交付は行いません）。

※ダウンロードできない者には、神戸市交通局営業推進課で配布します。配布は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(3) 交付方法 無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期限 公告の日の翌日から令和6年9月3日（火）の午後5時必着

※ 直接持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除いた平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

(2) 提出場所 3と同じ

(3) 提出方法 持参または郵送

7 下見

入札対象の遺失物及び遺失物の搬出経路について、下見を行います。

(1) 開催日 令和6年9月11日（水）午前9時～

(2) 場所 神戸市交通局忘れ物取扱所倉庫  
市営地下鉄三宮駅構内西出入口（西コンコース改札口東側約30m）  
（詳細については、入札説明書をご確認ください。）

8 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期限 令和6年9月11日（水）午前11時00分まで

(2) 提出場所 3と同じ

(3) 提出方法 持参のみとし、郵送は受け付けられないものとします。

## 9 開札の日時等

- (1) 開札日時 令和6年9月11日（水）午前11時15分から
- (2) 場所 神戸市交通局大会議室（御崎Uビル1階）
- (3) 再入札 予定価格以上の入札が無かった場合、再入札を1回のみ行います。

## 10 入札保証金

規程第7条第2号の規定により免除します。

## 11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の提出が所定の日時を過ぎたとき。
- (2) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名及び押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (6) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (7) 入札者の資格のない者が入札をしたとき。
- (8) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (9) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (10) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効にします。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはなりません。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札説明書において特に指定した事項に違反したとき。

## 12 落札者の決定の方法

落札者の決定は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 13 手続きにおいて使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

## 14 代金の納付方法

落札者決定後、落札決定通知書と共に納付書を渡しますので、当該納付書を用いて、令和6年9月23日（月）までに代金を納入してください。

なお、代金の納入後、納入確認のため、「納入通知書 兼 領収書」のコピーを郵送または持参にて提出してください。

## 15 その他

- (1) 携帯電話等電子的記憶領域を持つものについては、個人情報流出防止の観点から入札の対象外とする。
- (2) 履行に際しては、十分な人手と機材、車両等を用意し、出来るだけ短時間に一度で完了するようにすること。また、搬出時にホーム階を通過する際は、付添い人を一人以上付け、乗客の安全に留意すること。
- (3) 搬出後、当該遺留品が留置されていた床面の埃が次回分に付着せぬよう、箒、塵取等を人数分持参し、清掃すること。
- (4) 個人情報流出防止の観点から、可及的速やかに神戸市交通局の識札を取り除きシュレッダー処理をすること。また、下見時の当該遺留品の写真撮影・動画撮影は禁止とする。
- (5) その他履行に関しては、神戸市交通局契約規程その他関係法令を遵守すること。